＜ 特 別 仕 様 書 ＞

工 事 名 ： 非常用発電施設整備事業 筒岩地区 ２７－１工区
工事場所 ： 大島郡和泊町国頭地内
工　　期 ： １４０日間

第１章 総 則

非常用発電施設整備事業筒岩地区２７－１工区の電気設備制作据付工事の施工に当たっては,「農業土木工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。) 及び「施設機械工事等共通仕様書(平成27年３月) 農林水産省農村振興局整備部設計課監修」に基づいて実施する。なお, 同仕様書に対する特記及び追加事項は, この特別仕様書によるものする。

第２章 工事内容

１． 工事内容　　電気設備制作据付工事　一式

２． 工事概要

施工範囲は, 筒岩加圧ポンプ場及び筒岩再加圧ポンプ場の各機器の設計・製作・搬入・据付・機能増設及び試運転を含むもので, 下記に示すとおりとする。

〈筒岩加圧ポンプ場〉

（１）非常用発電設備
屋内キュービクル型：１台
１２５ＫＶＡ
燃料タンク１９０Ｌ搭載
その他　一式

（２）加圧ポンプ盤機能増設
各機器間の配線・配管工事
その他　一式

〈筒岩再加圧ポンプ場〉

（１）非常用発電設備
屋内キュービクル型：１台
６５ＫＶＡ
燃料タンク１９０Ｌ搭載
その他　一式

（２）有圧換気扇制御盤設備
有圧換気扇制御盤：１面
屋内壁掛型（鋼板製）
その他　一式

（３）加圧ポンプ盤機能増設
各機器間の配線・配管工事
その他　一式

３． 施工範囲及び工事数量

本工事の施工範囲は, 設計図書に示す非常用発電設備の設計・製作・搬入・据付及び試運転までの一切とする。

４． 他工事との関連

本工事に関連する他工事との取合個所については係員の指示に従い関係業者間にて協議し、相互に協力して進捗に努めること。

第３章 提出図書

１． 承諾図書

請負者は, 次に示す図書を承諾図書として２部（１部は承諾後返却分）提出するものとする。

① 製作据付仕様書
② 施工計画書

③　施工図
④　要項計算書
⑤　構造図
⑥　電気設備図
⑦　使用材料表
⑧　外注品一覧表
⑨　機器性能証明書（性能曲線，カタログ等）
⑩　その他監督職員の指示した資料等

２．完成図書
（１）　請負者は，次に示す図書を完成図書として２部提出するものとする。
①　製作据付仕様書
②　施工図
③　要項計算書
④　構造図
⑤　使用材料表
⑥　外注品一覧表
⑦　試験成績表
⑧　取扱説明書及び保守要領書
⑨　各種届出書写し
⑩　その他監督職員の指示した資料等
（２）　発注者が指示する図面については，図面（A3版）１部及びCADデータを提出するものとする。
（３）　完成図書の内容，様式等については，監督員と打ち合わせのうえ作成するものとする。

第４章　設　計

１．一般事項

設計に当たっては，関係する諸基準，規格を遵守し，設計条件及び据付条件に対し，十分な性能と機能を有し，耐久性，安全性及び維持管理を考慮した構造とするほか，運転が確実で操作の容易なものでなければならない。

２．準拠規定

機械，機器等の製作，据付については，製作材料を精選吟味し，関連工事との関連性を考慮した製作工程により，しかも下記規格に準拠するものでなければならない。

①　日本工業規格（ＪＩＳ）
②　日本標準規格（JES）
③　電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
④　日本電気工業規格（JEM）
⑤　水門鉄管技術基準
⑥　九州電力内線規定
⑦　電気事業法
⑧　危険物取扱法令及び同条例
⑨　土木学会コンクリート標準示法書
⑩　その他関係法規

第５章　機器仕様

〈筒岩加圧ポンプ場〉

１．非常用発電機

（１）数　　量　　　　　　１台

（２）形　　式　　　　　　屋内キュービクル型

（３）仕　　様

発電機仕様

出　　力	１２５ｋＶＡ以上
相　　数	３相３線式
電　　圧	２２０Ｖ
力　　率	８０％
周 波 数	６０Ｈｚ
回 転 数	１８００rpm

自動始動盤・電源切替器内蔵
ＡＶＲ付充電装置内蔵

ディーゼルエンジン

形　　式	４サイクル水冷直列直接噴射式
出　　力	１２０ｋW以上
始動方式	内蔵蓄電池によるセルモータ始動
冷却方式	ラジエーター冷却
燃料タンク（搭載）	１９０Ｌ（軽油）　※レベルスイッチ付き

（4）騒　　音

パッケージ周囲１ｍで，１０５ｄＢ以下とする。
消音器出口より１ｍで，８５ｄＢ以下とする。

（5）出力項目

・発　電
・故　障
・燃料タンク油面低下

※その他必要な出力信号については監督員と協議の上で決定すること。

2．加圧ポンプ盤機能増設

（1）内　容

・集合表示灯追加
・切替開閉器及び操作開閉器を追加（有圧換気扇用）
・有圧換気扇電源回路追加
・有圧換気扇制御回路追加

（2）機器構成

集合表示灯	１式
状態表示灯	１式
切替開閉器	１個
操作開閉器	２個
漏電遮断器（補助接点付）	２個
配線用遮断器	１個
電磁開閉器	２個
進相コンデンサ	２個
補助継電器	１式
限時継電器	１式
端 子 台	１式
配線材他	１式
その他必要なもの	１式

（3）その他

・通常の給水に支障のないように改造すること。

〈筒岩再加圧ポンプ場〉

１．非常用発電機

（1）数　　量　　　　１台

（2）形　　式　　　　屋内キュービクル型

（3）仕　　様

発電機仕様

出　　力	６５ｋＶＡ以上
相　　数	３相３線式
電　　圧	２２０Ｖ
力　　率	８０％
周 波 数	６０Ｈｚ
回 転 数	１８００rpm
単相出力	単相１００Ｖ　３ｋＶＡ程度

ＡＶＲ付充電装置内蔵

ディーゼルエンジン

形　　式	４サイクル水冷直列直接噴射式
出　　力	６４ｋＷ以上
始動方式	内蔵蓄電池によるセルモータ始動
冷却方式	ラジエーター冷却
燃料タンク（搭載）	１９０Ｌ（軽油）　※レベルスイッチ付き

（4）騒　　音

パッケージ周囲１ｍで、１０５ｄＢ以下とする。

消音器出口より１ｍで、８５ｄＢ以下とする。

（5）出力項目

・発　電

・故　障

・燃料タンク油面低下

※その他必要な出力信号については監督員と協議の上で決定すること。

２．有圧換気扇制御盤

（1）数　　量　　　　１面

（2）形　　式　　　　屋内壁掛型（鋼板製）

（3）寸　　法　　　　Ｗ５００×Ｈ８００×Ｄ２００

（4）盤面取付器具

名称銘板	１式
集合表示灯	１式
状態表示灯	１式
切替開閉器	１個
操作開閉器	１個
押釦開閉器	１個

（5）盤内取付器具

漏電遮断器（補助接点付）	2個
配線用遮断器	1個
電磁開閉器	1個
進相コンデンサ	1個
補助継電器	1式
限時継電器	1式
端 子 台	1式
配線材他	1式
その他必要なもの	1式

3．加圧ポンプ盤機能増設

（1）内　容

・有圧換気扇制御盤への電源送り回路追加
・電灯電源切替部（商用－発電機）の盤内結線を変更
・発電機運転信号を有圧換気扇制御盤へ出力するための機能増設

（2）機器構成

配線用遮断器	1個
端子台	1式
配線材他	1式
その他必要なもの	1式

（3）その他

・通常の給水に支障のないように改造すること。

第6章　施工

1．機器据付工事等

(1)　一般事項

本機器の据付，配管工事並びにその工程等は予め監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

非常用発電機その他必要機器の据付に当たっては，ライナー等利用して完全に水平・垂直の芯出し調整を行うものとする。

据付その他の工事終了後は機場内外，吸水槽等異物を除き丁寧に清掃し，工事用資材を整頓処分するものとする。

第7章　据付配線工事

第　1　節　　共 通 事 項

1．概　要

本工事は主として配電盤、計装機器及びその他電気機器の据付け並びに配線工事を施工するものである。工事は関係法規に準拠し，電気的、機械的に完全かつ美麗にして耐久性に富み保守点検が容易なように施工するものとする。

2．位置の決定

配電盤などの機器の据付け及び配線路の繊細な位置の決定については，施工設計図の承認申請図を提出のうえ係員の指示を受けるものとする。

3．防湿，防蝕処理

湿気，水分の多い場所，腐蝕性ガス，可燃性ガスの発生する場所などに施設する器具並びに配線はその特

殊性に適合する電気的接続絶縁及び接地工事を行なったうえ，所定の防湿、防蝕及び防爆処理を施さねばならない。

第　２　節　　材　　　料

１．電線（ケーブル）及び同付属品はそれぞれＪＩＳ　Ｃ，ＪＩＳ，ＪＣＭＳ規格にて製作されたものであること。

２．鋼製電線管及び付属品はＪＩＳ　Ｃの関連規定により，製作されたものであること。

３．可撓電線管は，ＪＩＳ　Ｃ　８３０９外周に防蝕のため，ビニールその他の合成樹脂を被覆したものを標準とする。なお，付属品はＪＩＳ　Ｃ　８３５０による金属製可撓電線管用の規定によること。

４．硬質塩化ビニール電線管及び付属品はＪＩＳ　Ｃ　８４３０，８４３２にて製作されたものであること。

５．プルボックス

（１）プルボックスはこれに連結される電線管，電線（ケーブル）の太さ及び数量に応じた大きささとし，特記なき場合は長辺が４００mm未満の場合は１．５mm以上，長辺が，４００mm以上の場合，または屋外に設置するものは，２．０mm以上のステンレス鋼板にて製作を行うこと。又，プルボックスの内外面には焼付塗装を施すこと。
（２）長辺が４００mm以上については適当な補強材にて補強を行なうこと。
（３）屋外用については，蓋裏面にパッキンを押入した防水構造とし，底板に水抜き孔を設けること。

６．地中電線路の保護管材及びマンホール等の大きさ，形状等は図面及び特記仕様書によること。

７．接地極及び埋設標

（１）極は，接地棒１４φ×１５００×１mm又は，銅板１.５×９００×９００を使用すること。
（２）接地埋設標は厚さ１．０mm以上の黄銅板とし，大きさ、表示内容及び方法は，(接地工事)によること。

８．電線，ケーブルの接続
電線ケーブルは原則としては，途中接続してはならない。
やむをえず接続する場合は，ハンドホール，プルボックス内にて行なうこと。
尚，操作ケーブルは，現地間を実測し，ケーブルの長さを決定し，納入すること。

第　３　節　　機器据付工事

１．自立型配電盤及び据置型機器の据付

（１）自立型配電盤の据付は次のとおりとする。
ア）列盤になるものは，各盤の前面の扉が一直線に揃うよう調整のうえアンカーボルトでチャンネルベースを固定すること。
イ）チャンネルベースと盤本体はボルトにより堅固に固定すること。

第　４　節　　電　路　工　事

１．一般事項
電路の大きさは図面又は特記仕様書によるものとするが特に記載のない場合は次のとおりとする。
（１）電線管の太さは，ケーブルの断面積の総和が管の断面積の３２％以下となるように選定する。
（２）ダクトの大きさは，ケーブルの断面積の総和がダクトの断面積の２０％，制御回路等の配線のみを収める場合は５０％以下となるように選定する。

２．電線とその他のものとの隔壁

（１）低圧ケーブルと放送用電路などとの隔壁

ア）低圧ケーブルまたは低圧ケーブルを収納した電路は，弱電流電線等と接触しないように施工すること。

イ）低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト，ケーブルラック、ケーブルピットに収納して配線するときは隔壁を設けること。

（２）地中ケーブル相互の隔壁

ア）下記の地中ケーブル相互間は相互に堅ろうな耐火質の隔壁がある場合を除き，３０mm以下に接触させてはならない。

ただし，マンホール，ハンドホールなどの内部ではこの限りでない。

Ａ：低圧のケーブル

Ｂ：高圧のケーブル

イ）地中ケーブルと地中弱電流電線とは相互に堅ろうな耐火質の隔壁がある場合を除き、低圧及び高圧ケーブルでは３０㎝以下に接近させてはならない。

３．地中配線路

（１）埋設位置の選定

図面又は特記仕様書に記載のない場合は，監督職員の承認を受けて適切な場所を選定すること。

（２）管路引き入れ式による場合

原則として１管に１回線ずつ引き入れること。

なお，管，埋設深さは図面等によるが車輌等重量物の圧力に耐え，水の侵入がないよう十分な保護を施すこと。

なお，原則として屈曲点にはマンホール等の地中箱を設けること。

また，上埋設管材としてガス管及び電線管を使用する場合は，外周を防蝕テープ等にて十分な防錆措置を講ずること。

（３）地中箱

堅ろうで車輛，その他の重量物の圧力に耐え，水が侵入しにくい構造とし，内部に水だめ等を設け，たまり水が容易に排除できるよう配慮すること。

４．架空配線路

（１）建柱方法

ア）電柱の根入れは，全長１５m以下の場合は，根入れを全長の１／６以上１５mをこえる場合は根入れを２．５m以上とする。

イ）根かせは電柱一本につき一本使用する。

第　５　節　　配　線　工　事

１．一般事項

（１）ケーブルの種類及び太さは，図面のとおりとするが特に記載のない場合は次による。

ア）低圧ケーブル（動力用）については断面積３．５mm²以上の架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシース電力ケーブル（ＣＥ）を使用すること。

イ）一般制御用ケーブルについては断面積２mm²以上の制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル（ＣＥＥ）を使用すること。

ウ）計装信号用ケーブルについては，断面積１．２５mm²以上の前記ＣＥＥを使用することを原則とする。ただし，誘導を受けるおそれのある場所では，しゃ蔽付きケーブル（銅テープ）を使用すること。

エ）電灯電線については直径１．６mm以上の６００Ｖ耐燃性ポリエチレン絶縁電線（ＩＥ）を使用すること。

（２）端末処理

ア）低圧動力ケーブルの端末処理は，ケーブル断面積１４mm²以上について行ない，ＪＣＡＡ規格に適合した材料を，使用すること。
なお，１４mm²未満のケーブルは，テーピングによる端末処理をすること。また施工上困難な箇所については係員の指示による。

イ）制御ケーブルの端末処理はテーピングによるものとし各端子へのつなぎ込みは圧着端子で行なうこと。各芯線には端子番号と同一マークを刻印したマークチューブを付けると共にケーブル記号を記したバンドまたは札をシースに付けること。

２．配線工事

（１）電線管配線

ア）通線する場合に，潤滑材として絶縁被覆をおかすものを使用してはならない。

イ）通線は通線直前に管内を十分に清掃した上で行う。

第　６　節　　接　　　地

１．接地工事の種類と接地抵抗値

各種接地工事は特別の場合を除き，下表による。

接地工事の種類	接地抵抗値
Ａ種接地工事	１０Ω
Ｂ種接地工事	変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の１線地絡電流のアンペア数で，１５０を除した値に等しい，Ω以下所要接地抵抗値又は、１線地絡電流値は，電気供給者と打合せの上，決定する。
Ｃ種接地工事	１０Ω以下
Ｄ種接地工事	１００Ω以下

２．Ｄ種接地工事を施す電気工作物

下記の工作物にはＤ種接地工事を施す。
ただし，Ｄ種接地工事を施さなければならない金属体と大地との間の電気抵抗が１００Ω以下である場合は，係員の承認をえて省略することができる。

（１）分電盤、引込開閉器盤などの金属製外箱

（２）対地電圧１５０Ｖを越える白熱電灯を収める，電灯器具の金属部分

３．接地線

接地線は緑色の接地用ビニール電線，または耐燃性ポリエチレン絶縁電線を使用する。

第　７　節　　発電機搬入・据付工事

１．一般事項

非常用予備発電装置（発電機）の工事に従事する者は，住所地を管轄する産業保安監督部長から非常用予備発電装置（発電機）の工事に係る「特殊電気工事資格者認定証」の交付を受けた特殊電気工事資格者でなければならない。

第８章　施工管理

１．　施工管理は農林水産省構造改善局制定「施設機械工事等施工管理基準」によるものとする。なお，これに定められていない事項については鹿児島県「農業土木工事施工管理基準」及び請負者の基準によるものとする。

ただし，請負者の基準による場合はあらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

【農業土木工事施工管理基準（農林水産省）】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_skizyun/

第９章　定めなき事項

１．　契約書，設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造，機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理するものとする。

２．　調査，試験，検査等のため，発注者が作業の一時中断等の協力を求めた時は，請負者はこれに応じなければならない。

３．　この仕様書に定めなき事項又は，この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は，必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第１０章　試験及び検査

１．一般

１）　試験及び検査は，設計図書及び承諾図書により実施するものとする。なお，諸試験を行うに当たっては，あらかじめ試験実施要領等を作成し，監督職員と打合せのうえ実施する。その試験結果等については報告書を作成し，提出しなければならない。

２）　試験，検査に要する費用については請負者の負担とする。

２．現場検査

現場据付時の検査において，共通仕様書によるほか必要な検査がある場合は，事前に監督職員と打合せのうえ行うものとする。

３．試運転

据付工事の完了後は，監督職員立会いのもとに試験及び総合試運転まで行わなければならない。

４．検査

検査については，「施設機械製作据付工事検査技術基準」及び本章によるものとする。

１）　材料検査

非常用発電設備の主要部材は材料検査を行い，記録を保管するものとする。但し，汎用機器については省略できるものとする。

材料検査の内容は次の通りとするが，これらの方法や許容変動値等はJISに基づいて行う。

・　材料分析試験

・　材料機械試験

なお，鋼板等は鋳，鍛造鋼の材料分析，材料機械試験は素材メーカーのミルシートによることができる。

２）　外観寸法検査

非常用発電設備の主要機器は，外観上の欠陥及び主要寸法について検査を行い，記録を保管するものとする。

３）　性能検査

非常用発電設備の主要機器は，性能，機能等について検査を行い，記録を保管するものとする。特に，主要購入品機器については請負者が検査に立会うものとする。

（１）　主ポンプ

性能試験はJIS B 8301～8302に基づいて，実際に使用する原動機を用い行うものとする。

４）　据付検査

非常用発電設備の主要機器は据付検査を行い記録を保存するものとする。

５）　竣工検査

据付が完了した場合は発生者立会のもとに，その指示に従い現場において試験及び試運転を行わなければならない。

又，関係官庁等の検査を要する施設については，請負者の責任でその検査に合格しなければならない。

（１）　書類に基づく確認試験

（２）　組立，据付状態の試験

（３）　操作試験，試運転

（4）　その他必要な検査

第１１章　安全管理

１．安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し，現場に即した安全・訓練等について，工事着手後，原則として作業員全員参加により月当たり半日以上の時間を割当て，下記の項目から実施内容を選択し，安全・訓練等を実施するものとする。

１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
２）本工事内容の周知徹底
３）土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
４）本工事における災害対策訓練
５）本工事現場で予想される事故対策
６）その他，安全・訓練として必要な事項

２．安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に，本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し，監督職員に提出するものとする。

３．安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真・ビデオまたは実施状況報告書等により報告するものとする。

４．工事施工の安全を期するため次の法律，規則等を守らなければならない。

１）労働基準法
２）労働安全衛生法
３）労働安全衛生規則
４）火薬類取締法
５）騒音規制法
６）振動規制法
７）水質汚濁防止法
８）土木工事等施工技術安全指針

５．交通管理については，工事現場内外のトラブル，交通事故の絶無を計り，一般交通の安全性を確保しなければならない。

６．現場を標示する工事板（工事予告板，工事名標識板，協力依頼板，協力感謝板等）は規定の本数を規定の位置に設置すること。また，工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して，安全ロープ，防護柵，夜間標識，バリケードを設置して，事故防止に努めなければならない。

第１２章　その他

１．前払金及び部分払い

１）前払金は４０％以内で支払うことができる。

２．検査

1)　工事は関係機関の検査，及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果，手直し等を生じた場合は請負者の負担でこれに応じなければならない。
2)　検査に当たっては，現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
3)　検査に必要な資料の提出及び測量機械並びにその他の機械の準備については検査員の指示に従わなければならない。
4)　検査ヶ所の修復は検査員の指示により請負者の負担で速やかにこれに応じなければならない。

３．提出書類

1)　工事工程管理に基づき，月末の工事進度を当月２５日までに報告するものとする。
2)　共通仕様書に基づく施工計画書は契約締結後すみやかに提出しなければならない。

４．建設リサイクル法の施行に伴う協議

本工事は建設リサイクル法に該当するため，工事落札者は建設リサイクル法第１２条及び同法１３条

に基づき，契約締結前に協議を行うものとする。

5． 監理技術者講習終了証の提出について

本工事で監理技術者を通知する場合は，「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。対象者は平成16年3月1日以降，監理技術者資格者証を新規交付された者または更新交付された者とする。なお，平成16年2月29日以前に「監理技術者資格者証」を交付されたものは対象外とする。

6． 施工体制等点検

(1) 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は，建設工事の一部を下請に付する場合は，施工体制台帳及び添付書類を作成し，工事現場に備え置くとともに，その写しを監督職員に遅延なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また，施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは，その都度，当該変更があった年月日を付記して，変更に関する事項について，作成し提出すること。

(2) 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は，工事を施工するために，建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は，施工体系図の作成し，工事の期間中，工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに，その写しを監督職員に遅延なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また，施工体系図の記載事項に変更があったときは，その都度，変更に関する事項について，作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務

エ その他監督職員が記載を指示した業務等

7． ダンプトラック等による過積載等の防止について

(1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

(2) 過積載を行っている資材納入業者から，資材を購入しないこと。

(3) 資材等の過積載を防止するため資材の購入等に当たっては，資材納入業者等の利益を不等に害することがないようにすること。

(4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが，工事現場に出入りすることがないようにすること。

(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別処置法」の目的に鑑み，同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。

(6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては，交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(7) 1から6のことにつき，下請契約における受注者を指導すること。

8． ウィルス対策

(1) 使用するパソコンはウィルス対策を必ず行うこと。

(2) 市販のウィルス対策ｿﾌﾄを使用ﾊﾟｿｺﾝにｲﾝｽﾄｰﾙし，常に最新の検索ｴﾝｼﾞﾝ，ﾊﾟﾀｰﾝﾌｧｲﾙを適用すること。

(3) 外部から持ち込むﾃﾞｰﾀについては，ｺﾋﾟｰ，保存，閲覧などの前に，必ずｳｲﾙｽﾁｪｯｸを行うこと。

(4) ＯＳは常に最新のアップデートを行うこと。

(5) 業務に必要なデータのみを記録媒体に保存し，提出前にウィルス検索を行い提出すること。

(6) 使用するパソコン環境及びウィルス対策ソフト名について，施工計画書・業務計画書に記載すること。

9． 技術者の確認

(1) 監理技術者，主任技術者（下請負者を含む），施工環境監理者及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ），現場代理人は工事現場内において，氏名，工事名，工期，顔写真，所属会社名及び社印の入った名札を着用すること。

(2) 施工計画書作成における施工組織図等は，主任（監理）技術者，現場代理人は顔写真を入れて作成すること。

(3) 主任（監理）技術者は，施工計画書打合せは当然のこと，着工前測量結果報告などの技術的要因に係

る工事打合せ及び中間・完成検査においては立会することを原則とする。

(4) 主任(監理)技術者が高次に関与していることを確認できる写真を撮影し，工事写真に貼付すること。
(測量，安全訓練，技術的関与の状況)

【注意事項】

注１．「専任」とは，原則として現場に常駐することが求められており，請負金額2,500万円以上の主任技術者は他の工事を兼ねることは出来ません。

注２　現場代理人は，主任(監理)技術者及び専門技術者を兼ねることはできますが，契約工事現場毎に「常駐」のため，隣接する工事であっても兼ねることはできませんので，請負金額2,500万円未満の工事であっても，現場代理人を兼ねる主任技術者は他の工事には，もちろん関与できません。

注３　営業所に配置されている専任技術者は，営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているので注意すること。

名札(参考例)

１０．現場代理人の兼任

(1) 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は，請負契約の的確な履行を確保するため，工事現場の運営，取締りのほか，工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更，契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが，次の(1)から(6)のすべてを満たし，工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合，工事現場の兼任を認めるものとする。

1) それぞれの工事の当初請負代金額が2,500万円未満であること
2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
3) 兼任できる工事は２件
4) 兼任する工事は，工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
5) 発注者又は監督員が求めた場合には，工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
6) 兼任する現場代理人は，必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに，１日１回以上，担当工事現場を巡回し，現場管理等に当たること

(2) 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には，兼任(変更)申請書を提出し，発注者の承認を得たのち，必要に応じ，現場代理人等選任(変更)通知書により，発注者に通知すること。
なお，各々の工事において，発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

(3) 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合，建設工事請負契約書第12条に基づき，受注者に対して，必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

１１．施設管理予定者への技術的指導等について

施設完成後，沖永良部土地改良区職員等へ施設の維持管理に係る技術的指導等を行うこと。

１２．契約変更

工事施工に伴い以下について変更が生じた場合は，甲乙協議のうえ契約変更の対象とすることがある。

(1) 設計図書に示された工事数量の変更に該当するもの。
(2) 緊急的に実施する新たな工種に係るもの。
(3) 現場代理人の申し出により，協議決定した項目に係るもの。
(4) その他協議決定した項目に係るもの。